

# 鎌倉市バスケットボール協会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、鎌倉市バスケットボール協会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、鎌倉市におけるバスケットボール競技の健全な普及及び技術の向上並びに、登録チーム相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 鎌倉市長杯及び鎌倉会長杯バスケットボール大会の開催
- (2) 神奈川県総合体育大会へ鎌倉市代表選手の派遣
- (3) 小学生対象のクラブチームの統括及び支援活動
- (4) 指導者及び審判の育成
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この協会は、鎌倉市に登録するバスケットボールチームにより組織する。

## 第2章 登録・競技年度・脱退

(登録)

第5条 本会に登録するチームは、原則的に鎌倉市に在住、在勤するものを中心としたクラブチームとする。また、登録に際しては、登録費を支払うこととする。

(競技年度)

第6条 競技年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終了とする。

(脱会)

第7条 脱会する場合は、すみやかに本会に連絡するものとする。なおこの場合、理由を問わず、すでに支払われた登録費、大会参加費等は返金しない。

## 第3章 役員

(種類及び定数)

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 必要人数

なお、副会長は鎌倉市体育協会の常任理事の職を兼務するものとする。

(職務)

第9条 役員の職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は本会を統括し、その代表となり、事業全般について監理指導を行なう
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する
- (3) 事務局長は会長・副会長を補佐し、本会の運営業務を統括する
- (4) 理事は事務局長を補佐し、本会の事業の運営を行なう。また事務局長が不在のときは、その職務を代行する

(選任等)

第10条 役員の選任については以下のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は理事会が推薦し、登録チーム代表者による総会において承認され就任する
- (2) 事務局長及び理事は、登録チーム代表者による総会にて推薦を得て、会長がこれを委嘱する

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。

## 第4章 会議

(会議)

第12条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 代表者会議

(総会)

第13条 総会は本会役員及び、登録チーム代表者をもって構成し、本会の議決承認機関として年度当初に開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) その他、本会の基本重要事項

(理事会)

第14条 理事会は本会役員をもって構成し、会長が必要に応じて開催し、本会の事業全般に関して審議する。

(代表者会議)

第15条 代表者会議は本会役員及び、登録チーム代表者をもって構成し、鎌倉市長杯及び鎌倉会長杯バスケットボール大会開催前に開催し、次の事項を審議する。

- (1) 大会に関する事項
- (2) 組合せ抽選に関する事項
- (3) その他、大会開催に必要な事項

## 第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は登録チームによる登録費・大会参加費及び体育協会等からの補助金等をもって充てる。また、予算及び決算については総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終了とする。

(登録費・大会参加費)

第18条 登録費及び大会参加費は総会で決定し、定められた期日までに納めなければならない。

## 第6章 その他

(規約の改廃)

第19条 規約の改廃については理事会で審議し、総会で承認を受ける。

附則

- (1) この規約に定めるもののほか、本会の事業に必要な事項については、理事会で審議し、会長が別に定める。
- (2) この規約は平成17年4月1日より施行する。